



付属資料



1. 策定経過

実施日	内容
令和6年 9月12日 ～10月11日	住民満足度調査 (対象:町民無作為抽出1,000人、回答:394件、回収率:39.4%)
9月18日 ～10月11日	小中学生アンケート(対象:町内小学6年生・中学3年生、回答:小学生123件、回収率:86.0%、中学生119件、回収率:84.4%)
令和7年 1月27日	第1回下諏訪町総合計画策定委員会
2月 7日	第2回下諏訪町総合計画策定委員会
3月27日	第3回下諏訪町総合計画策定委員会
5月 1日	第4回下諏訪町総合計画策定委員会
6月 6日	第5回下諏訪町総合計画策定委員会
6月26日	第8次下諏訪町総合計画策定に向けた住民対話集会①
6月29日	第8次下諏訪町総合計画策定に向けた住民対話集会②
7月17日	第6回下諏訪町総合計画策定委員会
7月29日	第1回下諏訪町総合計画審議会・諮問
8月19日	第2回下諏訪町総合計画審議会
9月 2日	第3回下諏訪町総合計画審議会
9月16日	第4回下諏訪町総合計画審議会
9月22日	下諏訪町総合計画審議会・答申
9月25日	第7回下諏訪町総合計画策定委員会
10月21日 ～11月20日	第8次下諏訪町総合計画(案)に対するパブリックコメント実施 (意見提出者12名、提出件数51件)
12月17日	下諏訪町議会(令和7年12月定例会)に基本構想案を上程 下諏訪町基本構想審査特別委員会へ付託 第1回下諏訪町基本構想審査特別委員会 町議会閉会中の継続審査決定
令和8年 1月28日	第2回下諏訪町基本構想審査特別委員会
2月 3日	第3回下諏訪町基本構想審査特別委員会
2月13日	第4回下諏訪町基本構想審査特別委員会
3月16日	第5回下諏訪町基本構想審査特別委員会
3月19日	下諏訪町議会が第8次下諏訪町総合計画の基本構想を議決

2. 下諏訪町総合計画審議会条例

○下諏訪町総合計画審議会条例

平成17年3月23日

町条例第1号

(設置)

第1条 下諏訪町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定に関し必要な事項を審議するため、下諏訪町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定に関し必要な事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民又は町内の各種団体の代表
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による町民

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する町長の諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3. 下諏訪町総合計画審議会委員

下諏訪町総合計画審議会委員名簿（敬称略・審議会設置時点の役職）

会長	山口 広志	下諏訪町区長会 会長
副会長	濱 克典	下諏訪町社会福祉協議会 会長
委員	赤司 慶子	一般公募
委員	今福 守男	下諏訪町上下水道審議会 会長
委員	王谷 洋平	諏訪東京理科大学 准教授
委員	荻久保 メイ子	下諏訪町教育委員会 委員
委員	榊原 利狼	下諏訪町 PTA 連合会 会長
委員	清水 正	防災ネットワークしもすわ 会長
委員	中村 裕則	下諏訪商工会議所 副会頭
委員	宮坂 哲也	諏訪信用金庫下諏訪支店 支店長
委員	宮本 総子	一般公募

4. 第8次下諏訪町総合計画について諮問・答申

7総企 第102号 令和7年7月29日
下諏訪町総合計画審議会 様
下諏訪町長 宮坂 徹
第8次下諏訪町総合計画について（諮問）
下諏訪町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第8次下諏訪町総合計画基本構想及び前期基本計画について諮問申し上げます。

令和7年9月22日

下諏訪町長 宮坂 徹 様

下諏訪町総合計画審議会
会長 山口 広志

第8次下諏訪町総合計画について(答申)

令和7年7月29日付、貴職から諮問された第8次下諏訪町総合計画について、当審議会は慎重審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

第8次下諏訪町総合計画の審議にあたっては、人口減少、少子高齢化などを背景として社会情勢が変化する中、下諏訪町が目指してきた方向性を再確認するとともに、今後、町が進むべき方向性を確立するため、それぞれの立場から慎重に検討を重ねてまいりました。

審議会では、令和6年度に町が実施した住民満足度調査、下諏訪町人口ビジョンにおける将来人口推計などを参考に、町の現状や課題についての認識を委員の間で共有し審議にあたりました。

審議に際しましては、町の将来について、町に関わる人が夢を持てる、また住民が主体であるとの視点を持って、第8次下諏訪町総合計画基本構想及び前期基本計画について検討を行いました。

計画案につきましては、様々な考えを盛り込ませていただくとともに、いくつかの要望事項についても、付記して報告させていただきます。

審議を終えて、質の高い理念のもとに発展を続けてきた町が、これからも町の資源を活用することにより、住民の参画と協働をさらに推進し「小さくてもきらりと光る美しいまち」となることを心から期待します。

自然と文化を活かし、夢と希望に満ちた明るいまちづくりのために町政の一層の発展を願い、ここに基本構想に対する考え方を示し、第8次下諏訪町総合計画の審議結果を答申します。

—付 記—

1【町民と共有する将来像と実現性の視点】

- ・ 将来像は単なる理想やイメージにとどまるものではなく、町民が夢や希望を持ち、行動の拠り所となるようなものであるべきと考える。町の素晴らしさを再認識しながら、残すべきものは継承し、改善すべき点には柔軟に取り組む姿勢が大切である。町民憲章の精神を通じ、地域のつながりや人の力を軸に据えた、人中心の総合計画となることを望む。
- ・ こどもから高齢者まで、町民と将来像を共有することが重要である。そのために、難解な用語は避け、住民目線でわかりやすく伝える表現上の工夫に努めていただきたい。また、将来像をどのように具体的な施策へと反映し、実現していくのかについて、明確かつ丁寧に示していただきたい。
- ・ 計画の推進にあたっては、進捗状況等の検証が重要である。現実との乖離を埋め、構想を段階的かつ実現可能なものとして具体化する取組みを推進していただきたい。

2【人口減少・少子高齢化への対応】

- ・ 本町においては、今後も高齢化の進行により死亡数の増加が見込まれ、出生数の減少と相まって自然減の拡大が深刻な課題となっている。将来的な人口構造の変化を見据え、早急に出生支援や若年層への支援を講じる必要があるため、的確な現状認識のもと、早期から実効性のある施策を講じていただきたい。
- ・ 若者には働く場、高齢者には安心して相談できる環境など、暮らしを支える体制の整備も進められたい。

3【特性を生かしたまちづくり・人づくり】

- ・ 人口減少が進行する中であっても、小規模自治体である本町には、顔の見える関係性や地域のつながりといった独自の強みがある。住民の知恵や工夫を活かし、本町ならではの価値や魅力を再認識しながら、誰もが「住んで良かった」と実感できるまちづくりを進めていただきたい。
- ・ まちづくりの前提として、人づくりが重要であり、人の持つ無限の力をいかに引き出すかは行政の重要な役割の一つと考える。住民との信頼関係や地域資源を活かした人づくりを通じて、地域づくりを進めていただきたい。

4【移住・定住・関係人口の拡大】

- ・ 本町には、二拠点居住や移住希望者にとって魅力となる自然環境や歴史的資源、地域の生活利便性など多様な素材が存在している。特に「コンパクトなまち」としての特性は高く評価されている。東京圏とのアクセスや近隣市町村との広域的な連携も視野に入れ、移住・定住促進策を戦略的かつ具体的に展開していただきたい。
- ・ 移住者の受け入れにあたっては、人口の増加を単なる数値目標とするのではなく、移り住んだ人々が地域に根付き、町民とのつながりの中で幸福感を持って暮らせるまちを目指すことが重要である。町民が自らの暮らしを「幸せ」だと実感できるまちこそが、人を引き寄せ、持続可能な地域社会の実現につながると考える。

5【地域連携による子育てと愛着形成の推進】

- ・子育て支援においては、学校だけでなく地域も含めて子どもを育てる視点が重要である。地域ぐるみの子育てが進めば、保護者の満足度向上にもつながると考えられるが、一方で、地域との関わりには賛否もあり、子育て世代と高齢者等をどうつなぐかの工夫が必要である。
- ・子どもを増やすには、町全体で「ここで産み育てたい」と思ってもらえるような環境が必要であり、子育て世代や若者の声をよく聴き、それらを踏まえた施策に取り組んでいただきたい。
- ・本町で生まれ育った子どもたちが将来的に戻ってきたいと思えるような基盤づくり、愛着形成が必要である。ふるさとへの愛着を育むには、郷土教育など、子どもたちが町について学ぶ機会の確保が重要であるため、教育機関と連携して推進されたい。

6【地域活動・つながり・担い手育成】

- ・少子高齢化の影響により地域活動の縮小が進み、担い手不足や伝統文化の継承の難しさなど、地域のつながりの希薄化が懸念される。まちづくりの主役は住民である。住民がまちづくりを自分ごととして捉え、主体的にまちづくりに参加する意識の醸成が必要だと考える。
- ・地域のつながりを再構築するため、町が住民や団体のつなぎ役となり、地域間、世代間の橋渡しを担うことを期待する。
- ・「防災意識日本一のまち」を掲げる本町においては、地域全体の防災力の強化が不可欠である。職員への防災研修・訓練の充実や、子どもたちが自ら命を守る力を育む防災教育を継続的に推進するとともに、地域防災の最前線を担う消防団員確保や育成を支援し、防災力の向上に向けた体制整備を進められたい。

7【土地利用・インフラ・自然との共生】

- ・土地利用にあたっては、行政が明確なビジョンを持ち、民間も含め活用されていない土地を把握・整理し、面的につなげて活用するなどの構想が必要である。
- ・耕作放棄地や野生動物の増加などにより、自然環境の保全是喫緊の課題である。自然が整ってこそ人や文化も育ち、人もまた自然に守られているとの認識のもと、一次産業の保全を図りながら、自然との共生を大切にしまちづくりを進めていただきたい。

5. 下諏訪町基本構想審査特別委員会

下諏訪町議会 下諏訪町基本構想審査特別委員会委員

委員長	金井敬子
副委員長	豊島健之
委員	林吉広
委員	野沢弘子
委員	竹元完奈
委員	高橋幸二
委員	林元夫
委員	樽川信仁
委員	大橋和子
委員	花岡進
委員	青木利子
委員	松井節夫

○下諏訪町議会の議決に付すべき事件に関する条例

平成24年12月25日
町条例第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。
- (2) まちづくりに関する憲章及び宣言の制定、変更又は廃止に関する事。
- (3) 国有林林道を管理道として併用するための認定、変更又は廃止に関する事。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成27年12月17日)

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年4月発行

編集発行：長野県下諏訪町 総合政策課企画創生係

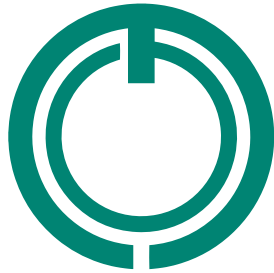
住 所：〒393-8501

長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

電 話：0266-27-1111

F A X：0266-28-1070

ホームページ：<https://www.town.shimosuwa.lg.jp>



「下」の文字をデザイン化し、
外円は下諏、内円は訪を象形し、
あわせて円で「和」を表現しています。

